第６号様式（第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 屋外広告物更新許可申請書  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日  　　南さつま市長　　　　　　　　殿  （〒　　　　　　　　）  　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所（事業所の所在地）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（事業所の名称及び代表者）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号  　屋外広告物の表示期間（屋外広告物を掲出する物件の設置期間）の許可を更新したいので，関係書類を添えて申請します。 | | | | | | | | | |
| ※広告物の種類 |  | | | | 数　量 | 個（枚） | | | |
| 形状及び寸法 | １個（枚）当たり  　　縦　　　　　　　　　　　　　ｍ　　　　　　　横　　　　　　　　　　　　○ｍ  　　表示面数　　　　　　　　　　　　　　　　　　表示面積　　　　　　　　　　㎡  　　地上からの高さ　　　　　　○ｍ | | | | | | | | |
| 材料又は材質 |  | | | | 照明装置 | | 有　（外照・内照）　　無 | | |
| 表示又は設置  の場所 | 南さつま市　　　　　　　　町　　　　　　　字　　　　　　　番地  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丁目　　　　　　番　　　　　　　　号 | | | | | | | | |
| 用 途 地 域 |  | | | | | | | |
| ※禁止又は制限  　の地域区分 | 第１種禁止地域　　　　第２種禁止地域　　　　第３種禁止地域  　　第１種制限地域　　　　第２種制限地域　　　　第３種制限地域 | | | | | | | |
| 表示又は設置  の期間 | 年　　　月　　　日から　　　　　　年　　　月　　　日まで（　　　　　間） | | | | | | | | |
| 管　　理　　者 | 氏名  電話番号 | | | | | | | | |
| 現在の許可の状況等 | 当初許可年月日 | | 年　　　月　　　日 | | | | | | |
| 現在の許可番号 | | 第　　　　　　　　　号 | | | | | | |
| 現在の許可期間 | | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで（　　　　　間） | | | | | | |
| 他 の 法 令 に  よ る 許 可 等 | 許可の種別 | 根拠法令 | | | 許可番号 | | 許可年月日 | | 備考 |
| 工作物確認 | 建築基準法 | | |  | |  | |  |
| 道路占用許可 | 道　路　法 | | |  | |  | | （国，県，市町村道） |
| 道路使用許可 | 道路交通法 | | |  | |  | |  |
| その他（　　　） |  | | |  | |  | |  |
| 添　付　書　類 | １　形状，寸法，材料及び構造を表した図面(建物利用の場合は建物との関係を表示すること。)  ２　意匠，色彩並びに表示の寸法及び面積を表した図面  ３　表示又は設置の場所の見取図(付近の道路又は鉄道までの距離を表示すること。)  ４　自己が所有し，又は管理する土地及び建物以外の土地及び建物に表示し，又は設置をする  場合は，土地及び建物の所有者又は管理者の承諾があることを証する書面  ５　点検結果の報告が必要な広告物等(表示面積が10平方メートルを超え，又は高さが４メート  ルを超えるもの)にあつては，安全点検結果報告書(別記第７号様式)  ６　その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) | | | | | | | | |
| ※  更新許可の条件 |  | | | 受　　付　　印 | | | | 許　　可　　印 | |
|  | | | |  | |
| 備　　　考 | １　申請者は，※印の欄には記入しないでください。  ２　申請書の記入欄が不足する場合は，別紙としてください。  ３　この処分に不服がある場合は，この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して３月以内に，南さつま市長に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をし，又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があつたことを知つた日の翌日から起算して６月以内に，南さつま市を被告として(訴訟において市を代表する者は南さつま市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。 | | | | | | | | |